

2024 年度総務大臣交渉記録（2023/11/10）

自治労は、11月10日15時15分から、鈴木総務大臣との定例交渉を行った。自治労からは、石上委員長、山崎副委員長、伊藤書記長、榎本書記次長が出席、総務省からは、鈴木大臣、小池公務員部長、細田公務員課長、新田財政課長、畑山消防・救急課長、ほかが出席した。

1. 自治労四役と鈴木総務大臣との交渉

石上委員長が別紙の要求書を鈴木総務大臣に手交し、「地方自治の確立、地方分権の推進、又そのための財源確保に向け、ご尽力いただくようお願い申し上げますとともに、引き続き緊張感と信頼感を持ったパートナーとして活発な意見交換をさせていただきたい」と述べるとともに、早期の給与改定にむけた総務省の対応を求めた上で、以下の通り要請した。

(1) 会計年度任用職員の処遇改善について

改正地方自治法により、2024年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。自治労としても、すべての自治体での条例改正をめざし取り組みを進めているが、一方で、期末手当を再任用職員並びとするなど、常勤職員と同月数の支給となっていない、不適切な取り扱いとしている自治体が未だ多く散見される状況にある。

改めて、総務省には、会計年度任用職員に常勤職員と同月数の期末・勤勉手当の支給が行われるよう、適切な助言、そして必要な財源の確保を強く求めておく。また、勤勉手当の支給によって、給料・報酬や期末手当の減額など不適切な取り扱いがなされることのないよう、自治体における実態の把握と適切な助言をお願いする。

あわせて、会計年度任用職員の給与改定については、総務省から、実施時期を含め常勤職員の取り扱いに準じた改定とすることを主旨とした通知が発出されている。私たち労働組合としてもしっかりと交渉を強化していくが、すべての自治体で常勤職員と同様に遡及改定が行われるよう、引き続き総務省としてもご対応いただきたい。

今ほど申し上げた課題への対応も含め、常勤職員との均等・均衡・権衡という制度の趣旨を踏まえた賃金・労働条件の改善について、大臣のご見解をお聞かせいただきたい。

(2) 人件費の確保・行政運営に必要な財源の確保について

この間、子育てや教育、社会保障、雇用対策をはじめ、自治体の行政需要は増大の一途であり、業務も多様化・複雑化している。それに加え、3年以上のコロナ禍、さらには頻発する自然災害への対応など、職員は現場の最前線で、まさにギリギリのところで対応してきているが、現場の人員不足は一層深刻化しており、8月の自治労定期大会でも人員が足りないという多くの切実な声が寄せられている。

今後も地域公共サービスが果たす役割が重要であることは疑いのない事実であり、平時から非常時も想定しつつ、必要とされるサービスを十分に提供できるだけの人員体制

を確保しておくことが喫緊の課題であると考えている。

さらに、これらの体制を構築・拡充していくには、安定的な財源確保が極めて重要であることは言うまでもない。骨太の方針 2021 に基づく「地方一般財源総額実質同水準ルール」が 2024 年度までとなる中、前年度を下回らないことを基本とする概算要求がされていることは承知をしているが、安定的かつ持続的な行政運営の実現、住民の求める行政サービスに対応していくためには、今後も、行政需要の増加に見合った財源の確保が不可欠であり、総務省には、引き続きご尽力いただくことを強く求めておく。

あわせて、今後想定される減税を含む税制改正議論では、制度改正が自治体財政に与える影響に十分留意いただき、財政運営に支障が生じることのないよう対応いただきたい。

以上、人材と財源の確保に関する事項について、大臣のご見解をお聞かせいただきたい。

これに対し、鈴木大臣は、まず「自治労におかれては、結成以来 70 年近くの長きにわたり、地方自治の確立・発展のため、また、地方公共団体で働く公務員のため、その役割を果たしてこられたことに敬意を表する。今後とも、それぞれの立場から地方自治を一層推進していけるよう、忌憚のない意見交換をお願いしたい」と述べ、以下の通り回答した。

(1) 会計年度任用職員の処遇改善について

総務省としては、会計年度任用職員に対する期末・勤勉手当について、各地方公共団体において適切に支給されることが必要であると考えており、今後とも適切な対応を促してまいりたい。

必要な財源については、まず、会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となった期末手当等の経費について、2020 年度の地方財政計画において、1,738 億円を計上し、2021 年度以降、制度の平年度化による経費の増を踏まえ、2,402 億円を計上している。勤勉手当の支給に必要な経費については、各地方公共団体に対し調査を行っており、その調査結果を踏まえ、地方財政措置について、しっかりと検討してまいりたい。

また、会計年度任用職員の休暇制度については、地方公務員法第 24 条第 4 項の規定により、国家公務員の非常勤職員の休暇制度との権衡を踏まえた措置としていただく必要があると考えており、総務省としても、引き続き、地方公務員の非常勤職員の適正な処遇の確保に向け取り組んでまいりたい。

なお、会計年度任用職員の給与改定について、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本であると考えている。2023 年 10 月 20 日付け副大臣通知においても要請したところであるが、地方公共団体において適切に対応いただけるよう、今後とも、適切な対応を促してまいりたい。

(2) 人件費の確保・行政運営に必要な財源の確保について

地方公共団体における定員管理については、行政需要の変化に対応できるよう、各団体において、それぞれご判断いただくことが基本であり、各団体では、行政需要の変化に対

応した、メリハリのある人員配置を行っていただいていると承知している。

また、近年では、一般行政部門の職員数は、防災・減災や新型コロナウイルス感染症対策などへの対応により、8年連続で増加し、2022年4月までの間で約2.9万人の増となっている。

今後とも、地方公共団体の実態などを十分に踏まえながら、適切な職員数を地方財政計画に計上してまいりたい。

その上で、2024年度の地方の一般財源総額については、自治体が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方公務員の人件費等も含め、しっかりと確保してまいりたい。

最後に、石上委員長が以下の通り重ねて要請し、基本要求に関する交渉を締めくくった。

(1) 地方財政

物価の高騰などが自治体財政にも様々な影響を与えている中、これまでも一定の措置がされてきたが、今後の物価の動向は不透明であり、政府がめざす2%の安定的な物価上昇目標を踏まえれば、より踏み込んだ財政措置が必要である。また、物価上昇により地方税収も増加基調となっているが、すべての自治体でそうした状況になるわけではなく、税収格差へとつながりかねないことが危惧されている。改めて、地方交付税の基本的機能である財源保障機能と財政調整機能の維持・拡充にご尽力いただくことをお願いしたい。

(2) 人材確保・処遇改善の必要性

先日、総務省に設置された「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」では、「人材・人手不足」「必要な体制の確保」「給与制度」「働き方」など、様々な課題が挙げられている。応募者数の減少、若年層の早期離職、土木職員など専門職不足など、自治体では多くの困難を抱えており、定年引き上げに伴う継続的な新規採用を含めた定員管理の課題もある。

いずれにしても、人材確保競争が激化する中、人材を確保していくためには、公務で働くすべての職員の処遇改善が急務であり、働き続けられる職場環境の構築が不可欠であることを強く申し上げておく。

(3) 国家公務員の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応

人事院の骨格案では、地域手当の級地区分設定を広域化するなど大括りな調整方法に見直すことなどが示されている。今後、具体的な議論が進められることになるが、地方公務員にも大きく影響する内容であることから、総務省として人事院とも十分に連携しつつ、前広な情報提供を行うこと、さらには、事務レベルでの意見交換などを含め、地方公務員である私たちの意見を十分踏まえるよう、求めておく。

以上、様々な課題を申し上げたが、地方行政を所掌する大臣、総務省として、引き続き、ご尽力いただくことを強くお願い申し上げる。

2. 自治労委員長と総務大臣との消防職員に関する定例協議

引き続き、消防職員に関する定例協議として、石上委員長は以下の通り要請した。

(1) 医療・救急体制の強化と消防の人員増について

2022年の救急出動件数は、コロナ以外を含めた傷病全体で過去最多を記録したところ。コロナによる救急搬送困難事案に加えて、熱中症の救急要請も増加し、長時間に及ぶ対応や連続出動で、現場で働く消防職員の身体的・精神的ストレスは高まっている。

また、コロナ感染症の5類移行後も、救急要請の心理的ハードルが下がったことで、今もなお多くの救急要請があり、救急隊は疲弊している。救急体制の逼迫が解決されなければ、助かる命が助けられない極めて深刻な事態となることから、現状を見直し、医療機関と救急の一層の連携や効率的な救急搬送システムの構築など、医療・救急体制の強化を強く求める。

あわせて、人員増も必要である。従来の火災・救急出動に加えて、気候変動が世界的に大きな影響を及ぼす中で、日本でも台風の大型化や局所的豪雨の増加など自然災害が多発しており、こうした厳しい状況の中でも、消防職員は限られた人員で懸命に対応している。

また、こうした現場活動だけでなく、多岐にわたる業務で多忙を極め、訓練時間は減少し、負傷・殉職事故が後を絶たない状況にある。事故の防止にむけて、労働安全衛生体制の推進とともに、消防力の整備指針で示されている人員を充足する財源の確保を要望する。

(2) 消防職員の団結権問題について

2018年6月の第107回ILO総会の議長集約にかかる定期協議は、これまで全11回開催してきたが、政府と自治労との協議は平行線を辿っている状況にある。

しかし、そもそもこの定期協議は、ILOから再三の指摘がなされていることに対し、政府自らが「労働側と定例協議を行う」旨の決意表明を行い開始されたものである。その点を再確認いただき、改めて、政府として原点に立ち返り、責任をもってわれわれと向き合っていくべきである。

2021年7月、韓国において消防職員に団結権および団体交渉権が付与され、ILO第87号条約の批准国で消防職員の団結権を否認しているのは、ついに日本のみとなった。再三にわたるILOからの指摘を真摯に受け止め、来年のILO総会も含めて、国際社会に適切かつ前向きな回答を示す必要があると考える。

大臣から、消防職員の団結権の付与についての見解をお聞かせ願いたい。

これに対し、鈴木大臣は、「全国の救急隊員をはじめ、消防職員の皆様の日々のご尽力に、心からの感謝を申し上げ、敬意を表する」と述べた上で、以下の通り回答した。

(1) 医療・救急体制の強化と消防の人員増について

本年の夏も、新型コロナや熱中症等により、多くの消防本部で、救急出動件数が過去最多となったと聞いており、救急需要が増加する中、救急隊員の負担軽減を進めることは、

重要な課題であると認識している。これまでも救急安心センター事業（＃7119）に係る地方財政措置を拡充し、救急車の適時・適切な利用を促進してきたところである。

また、医療・救急体制の強化に向けて、医療関係機関と連携して、新たな搬送先調整体制を整備した事例等の先進的な事例を、消防庁から全国の消防本部に共有しており、引き続き、救急搬送の円滑化に取り組んでまいりたい。

また、増加する救急需要や、近年、激甚化・頻発化する災害等に消防職員が事故を起こさずに、適切に対応するためには、職員の安全管理体制の確保に万全を期することが重要である。消防庁からは、安全管理上留意すべき事項を、「安全管理マニュアル」として各消防本部にお示しするとともに、全国の消防職員が経験した事故やヒヤリハット事例を収集し、データベース化して各消防本部へ共有することにより、現場活動に活かしていただくなど、各消防本部での安全管理の徹底を促している。

さらに、消防職員数については、地方財政計画の歳出に計上されているが、2018年度以降一貫して増員してきており、2023年度までに、あわせて4,000人増員して措置している。

引き続き、消防職員が救急搬送をはじめとした業務を適切に行えるよう、対応を進めてまいりたい。

（2）消防職員の団結権問題について

総務省と自治労との定期協議については、2018年のILO総会基準適用委員会の議長集約を受け、2019年1月以来、現在まで11回にわたり、定期的の実務者レベルでの協議を続けてきているものである。今後とも、真摯に、自治労との実務者協議を継続してまいりたいと考えている。

また、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員制度改革基本法附則第2条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されている。国家公務員の労働基本権の在り方については、政府として「多岐にわたる課題があることから、これまでの経緯などを踏まえ、引き続き慎重に検討する必要がある」と国会で答弁しているところである。

今後とも、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員についての動向を踏まえ、関係者のご意見をよく伺いながら対応してまいりたい。

この回答を受け、石上委員長は、「3年以上にわたるコロナ禍の中で消防職場には、これまでも増して現場活動や勤務環境などについて多くの問題、困難な課題が山積していた。しかし、いまだ上意下達でモノが言えない閉鎖的な職場環境にある消防本部が存在する中で、職員の声を真摯に受け止め、消防職員委員会によって解決がはかられてきたとは到底言えないのが実態である。また、自治労および全消協には、ハラスメントをはじめ職場での悩みを抱えた全国の消防職員から相談が数多く寄せられている。そこで、消防職員委員会で意見を出してはどうかと尋ねても、消防職員委員会は全く機能しておらず、意見を出せる場がないという回答が返ってくる状況にある。こうした現状を踏まえれば、消防職員委員会では駄目だと指摘せざるを得ない。消防職場全体で意見をまとめ、職場環境を改

善し、職員が安心して働き続けることのできる消防職場としていく、そして、現場職員の声をもとに、より良い消防行政を構築していくためにも、民主的かつ対等な労使関係が不可欠であり、それには団結権以外にはない、そのことを改めて強く指摘しておく。大臣には、重ねて、消防職員の団結権をはじめ、公務員の労働基本権問題についての前向きな取り組みを強く要請し、本日の要請を締めくくりたい」と述べ、定例協議を終えた。

以 上